

別記第1号様式（第4条関係）（表面）

パートナーシップ宣誓書

石狩市長

私たちは、石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名いたします。

宣誓日 年 月 日

ふりがな 氏名 (自署)	<input type="checkbox"/> 戸籍名 <input type="checkbox"/> 通称名	<input type="checkbox"/> 戸籍名 <input type="checkbox"/> 通称名
戸籍上の氏名 ※上記が通称名の場合 で、特記事項に戸籍上の 氏名を記載する場合		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住所 連絡先	( )	( )

(代筆者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

別記第1号様式（裏面）

パートナーシップの宣誓に当たっての確認書兼同意書

私たちは、石狩市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条の規定により、パートナーシップの宣誓に当たり、以下の内容を確認した上で宣誓します。

以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、受領証等を石狩市に返還します。

確認事項（お互いに確認し、該当する項目には、□に✓をつけてください。）		
要綱第2条 第2号	（関係性） 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的に、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約した一方又は双方が性的少数者（性的マイノリティ）である2人の関係であること。	<input type="checkbox"/>
要綱第3条 第2号	（年齢要件） 双方が成年に達していること。	<input type="checkbox"/>
要綱第3条 第3号	（住所要件） 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。	<input type="checkbox"/>
要綱第3条 第4号	（配偶者等がないこと） 双方に配偶者がないこと及び宣誓に係る相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。	<input type="checkbox"/>
要綱第3条 第5号	（近親者でないこと） 双方の関係が民法第734条から第736条までに規定する婚姻することができない者同士の関係でないこと。ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組による場合を除く。	<input type="checkbox"/>
要綱第10条 及び第12条	（受領証等の返還） 以下の事由に該当するときは、受領証等を返還することに同意する。 (1) 宣誓者の双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。 (2) 一方が死亡したとき。 (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき（第12条第1項の規定に該当する場合及び転勤、親族の介護その他やむを得ない事情により一時的に市外に転出した場合及び受領者が構成自治体に転出し、当該自治体の長に対してパートナーシップ宣誓制度の継続を申し出る場合を除く。）。 (4) その他宣誓の対象者の要件に該当しなくなったとき。	<input type="checkbox"/>
要綱第11条	（受領証明の取消し） 市長は、宣誓者が虚偽その他の不正な方法により受領証等の交付（再交付を含む。）を受けた場合又は受領証等を不正に使用した場合は、宣誓書の受領の証明を取り消すことができること。 宣誓書の受領の証明を取り消された者は、直ちに受領証等を市長に返還しなければならないこと。	<input type="checkbox"/>
要綱第13条	（宣誓書の保存、廃棄） 宣誓書の保存期間は10年であること。	<input type="checkbox"/>